

○権利維持ガイドライン

2012年6月26日制定

2016年3月17日改正

研究推進連携機構

- 1 日本国で成立した本学園が保有する特許権の維持要否は、設定登録後、第3年目以降毎年特許権が項目①～⑤のどれに該当するかを検討し、肯定的であるときには、特許権を維持することとする。但し、特許権の設定登録後、9年目以降は特段の事情がない限り、原則として特許権の維持はしないこととする。
 - ① 技術移転、実施許諾契約（オプション契約を含む）の有無。但し、1年以内に「有」となる見込みの有無も検討する。
 - ② 競争的資金（科研費、A-STEP、サポイン等）の助成期間内（採択内定含む）。但し、発明者が競争的資金を獲得のために特許権の権利維持を希望する場合は、具体的計画の有無を検討する。
 - ③ 学園、設置大学の方針により権利を維持する必要がある。
 - ④ 共有の特許権については、相手（企業等）の意向を確認して総合的に判断する。但し、共有権利者が特許料および事務手数料を全額負担し、かつ共有権利者が特許権を維持するときには、特許権の維持要否の審査を要することなく、本学園においても特許権を維持することとする。
 - ⑤ 実施中または実施予定の共同研究における特許権の維持必要性の有無。
- 2 日本国以外で成立した本学園が保有する特許権は、日本国の特許権と同等に扱うこととする。

適用開始時期は、2016年4月1日。